

# 輪之内町一般不妊治療(人工授精)費助成事業

輪之内町では、高額な医療費がかかる一般不妊治療(人工授精)に要した費用の一部を助成しています。

**対象者:**一般不妊治療(人工授精)の開始時点において法律上の婚姻をされているご夫婦の方で、治療期間及び申請日のいずれにおいても夫又は妻のいずれか一方又は両方が町内に住所を有している方。

**対象の医療:**産科、婦人科及び産婦人科又は泌尿器科及び皮膚泌尿科を標榜する医療機関にて受けた人工授精に係る保険適用外治療

**助成額:**本人負担額の1/2(千円未満切り捨て)で、1年度に5万円を上限に助成  
※1年度とは、3月から翌年2月の診療分

**助成期間:**治療を開始した日から継続する2年間  
※第1年度目の助成期間が12か月未満でかつ助成額が5万円未満の場合は、第3年度目の治療について、第1年度目の満たなかった月数及び額を上限に助成が受けられます。

**手続き:**治療終了分をまとめて、提出期限内に下記の書類をそろえて、輪之内町保健センターまで提出してください。  
\*提出期限について、3月から翌年2月の診療分を、4月から翌年3月までに申請をしてください。

手続きに必要なもの

- ①輪之内町一般不妊治療(人工授精)費助成事業申請書
- ②輪之内町一般不妊治療(人工授精)費助成事業受診等証明書
- ③一般不妊治療(人工授精)を受けた医療機関発行の領収書(原本)
- ④法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する書類
- ⑤夫及び妻の住所を確認できる書類
- ⑥請求書



問い合わせ先

輪之内町保健センター TEL 0584-69-5155 IP 050-8026-8967